

京都市告示第676号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科西野経18 号線	山科区西野岸ノ下町52番地の1地先から 同町79番地の3地先まで	旧	メートル 307.00	メートル 4.31～8.90
		新	307.00	7.00～12.20
山科西野経22 号線	山科区西野小柳町42番地の2地先内	旧	1.50	2.50～4.60
		新	1.50	6.20～7.40
山科西野緯11 号線	山科区西野岸ノ下町79番地の3地先から 同区西野小柳町42番地の2地先まで	旧	124.50	4.15～6.10
		新	124.50	6.90～9.00

(建設局土木管理部道路明示課)